

令和4年度 医療保健子ども福祉病院常任委員会 (子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	9
(1) 地域福祉の推進	10
(2) 障がい者福祉の推進	16
(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	20
(4) 幼児教育・保育の充実	27
(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	29
(6) 結婚・妊娠・出産の支援	32

《別冊》
事務事業概要

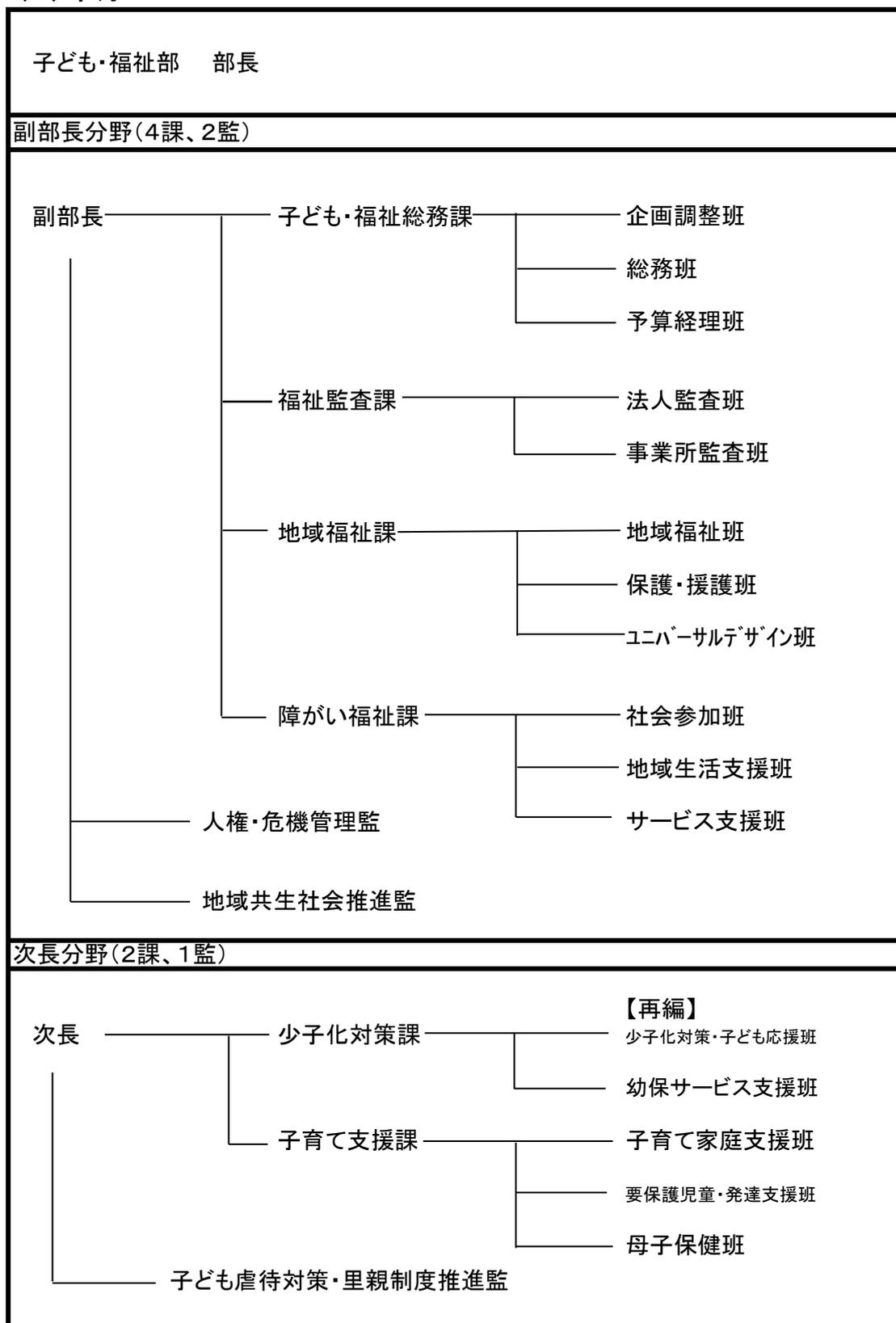
令和4年5月24日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、少子化対策課における効率的な事務の執行に向けた班編成の見直し、鈴鹿児童相談所の体制強化に伴う2課制の導入、子ども心身発達医療センターにおける効率的な事務の執行に向けた課編成の見直しを行いました。

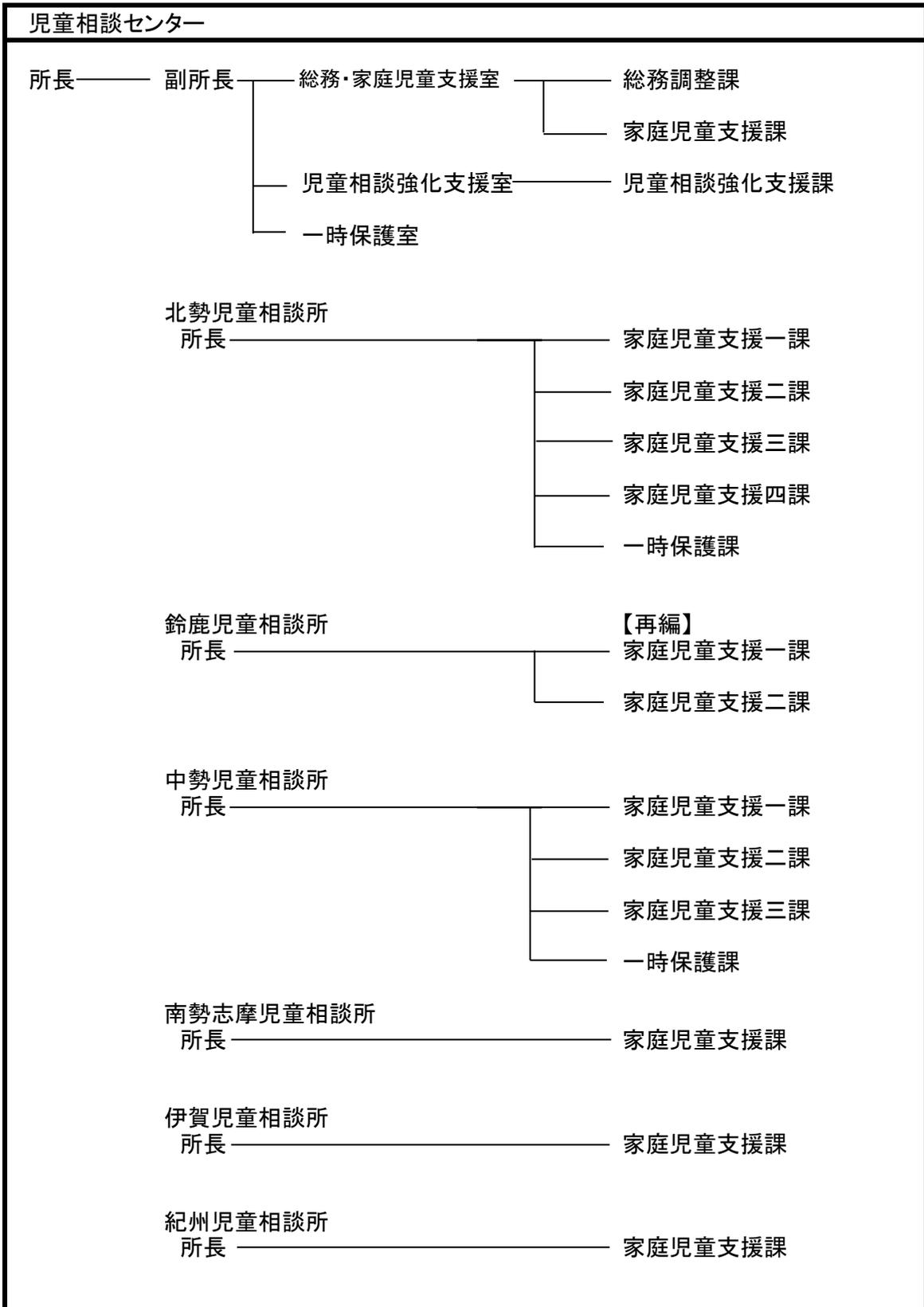
(1)本庁

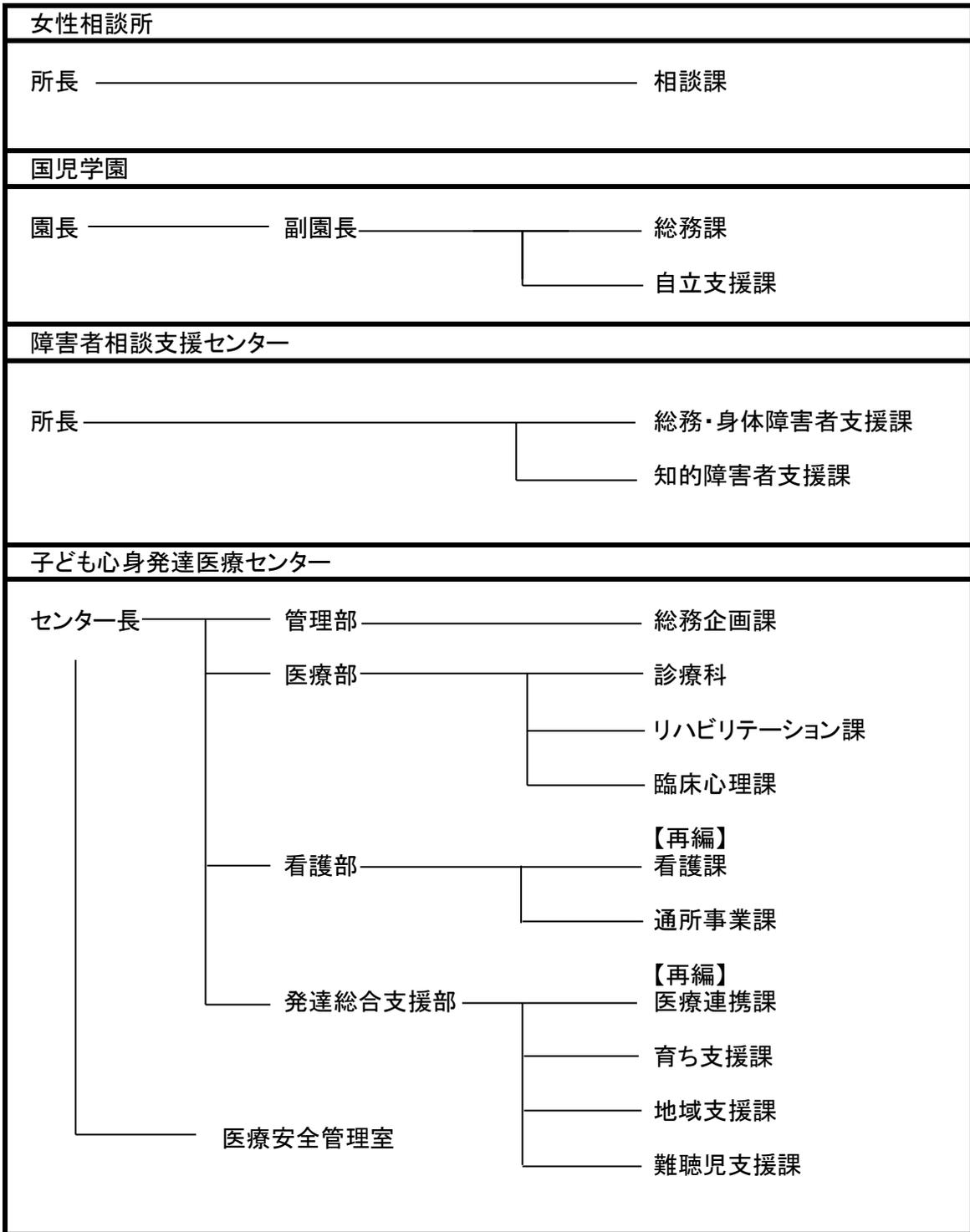


(2) 福祉事務所

北勢福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	
所長 _____	福祉課
紀南福祉事務所	
所長 _____	福祉課

(3) 单独地域機関





2 予算について

令和4年度 子ども・福祉部予算 比較表

【一般会計】

(単位:千円、%)

		令和3年度当初 +2年度2月補正	令和4年度当初 +3年度2月補正	増減額	増減率
民生費	事業費	40,046,383	42,374,792	2,328,409	5.8
	県費	32,970,334	33,225,778	255,444	0.8
衛生費	事業費	2,701,011	1,896,644	△ 804,367	△ 29.8
	県費	1,775,403	1,635,051	△ 140,352	△ 7.9
教育費	事業費	1,436,225	1,480,775	44,550	3.1
	県費	1,082,187	1,064,787	△ 17,400	△ 1.6
合 計	事業費	44,183,619	45,752,211	1,568,592	3.6
	県費	35,827,924	35,925,616	97,692	0.3

※県費は財源振替前

【特別会計】

(単位:千円、%)

	令和3年度当初	令和4年度当初	増減額	増減率
三重県母子及び父子並び に寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	257,604	341,272	83,668	32.5
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会 計	2,299,987	2,311,455	11,468	0.5
合 計	2,557,591	2,652,727	95,136	3.7

共生の福祉社会づくり

地域福祉課 ①④⑤

224-2256

障がい福祉課 ②③

224-2274

4月からスタートしている「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進するなど、さまざまな課題を抱える人が社会から孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりに取り組みます。

また、障がい者の自立や自己実現、社会参加の機会を確保するとともに、医療的ケア児支援法の施行に伴う体制の整備等を進め、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

ひきこもり支援の推進

① **(一部新)** ひきこもり対策推進事業【13,908千円】

情報発信・普及啓発

ひきこもり当事者や家族が必要な情報を得られるよう、SNS等を活用したきめ細かな情報発信を行うとともに、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民を対象としたフォーラムの開催や支援ハンドブックの作成を行います。

対象者の状況把握・早期対応

市町における相談支援体制の充実に向けて、福祉・精神保健等の支援機関が参加する事例検討会を開催するなど、県内全域におけるネットワーク機能の強化を図ります。

社会参加・活躍支援

当事者が社会とつながるきっかけづくりとして、市町等と連携し、デジタル技術を活用した電子居場所の開設や、広域的に利用可能な居場所づくりに向けた調査研究などに取り組みます。

障がい福祉の推進

② **(一部新)** 障がい者スポーツ推進事業費【55,007千円】

障がい者スポーツの裾野拡大に向けて、「三重県障がい者スポーツ支援センター（仮称）」を開設し、合同練習の実施やフォーラムの開催、相談窓口となるコンシェルジュを設置するなど、総合的に取組を進めます。



③ **(一部新)** 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業【29,751千円】

新たに医療的ケア児支援センターを指定し、医療的ケア児・者や保護者等からの相談に応じ、情報提供や助言を行います。

また、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修をはじめ、障害福祉サービス事業者、保育所、学校の看護師等への研修を実施し、人材の育成を進めます。

地域福祉の推進



④ **(新)** 重層的支援体制整備事業交付金【162,900千円】

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」に取り組む市町に対して、交付金を交付します。

⑤ 生活困窮者自立支援事業【92,926千円】

生活困窮者等の自立に向けて、アウトリーチ支援員を増員するなど、相談支援体制を充実・強化します。



児童虐待の防止と社会的養育の推進

子育て支援課 ①②③④⑤⑥⑦ 224-2271

コロナ禍において児童虐待リスクの増加が懸念される中、子どものかけがえのない命や尊厳が守られるよう、虐待防止に関する理解促進と、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

また、全ての子どもができる限り家庭あるいは良好な家庭的環境で養育されるよう、里親委託の推進、施設の小規模グループケア化などに取り組みます。

児童虐待の防止

① **(一部新)** 児童虐待法的対応推進事業【153,940千円】

A I 技術を活用した児童虐待対応支援システムにより、一時保護等にかかる意思決定の迅速化を図り、児童の安全を確保するとともに、児童相談所に外国人支援員を配置し、定期的な家庭訪問を行うなど、外国につながる子どもの虐待防止等に努めます。



また、児童相談所においてSNSを活用した全国一元的な相談支援がスタートすることから、その対応に向けた体制を整備します。

② 児童一時保護事業【311,947千円】

被虐待児童等を一時保護し、児童の安全を確保するとともに、専門職による心のケア等を行います。

また、一時保護所に看護師等を配置し、対応の充実や関係機関との迅速な連携を図ります。

さらに、新型コロナに保護者が感染し、養育者が不在となった児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。

③ **(一部新)** DV対策基本計画推進事業【35,227千円】

DV被害者と同伴する子どもへの支援の充実を図るため、新たに「児童虐待防止コーディネーター」を女性相談所に配置します。

④ 若年層における児童虐待予防事業【10,279千円】

予期しない妊娠等に悩む若年層が相談しやすい環境整備の一環として、SNSによる相談を実施するとともに、医療機関の受診同行や妊娠判定費用の補助などの支援を行います。

社会的養育の推進

⑤ 家庭的養護推進事業【83,461千円】

里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）を充実します。



三重県里親啓発公認キャラクター
みえさとちゃん

⑥ 児童養護施設費【264,905千円】

児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化に向けた取組を支援します。

また、児童養護施設等における感染防止対策を支援するため、相談窓口を設置し、専門家による派遣指導を行うとともに、必要経費を補助するなど業務継続が可能となるよう支援を行います。

⑦ **(一部新)** 家族再生・自立支援事業【17,711千円】

新たに自立支援コーディネーターを配置し、施設等で生活する児童に対して自立に向けての支援を行うとともに、退所児童等に対して生活上の相談に応じるなど退所後の支援を充実します。

子ども・子育ての希望がかなう環境づくり

少子化対策課 ①④⑤⑥⑦
子育て支援課 ②③⑧⑨

224-2404
224-2271

県や市町をはじめ企業や団体等のさまざまな主体が連携して、結婚・妊娠・出産の支援や幼児教育・保育の充実などに取り組むとともに、生まれ育った家庭環境等に関わらず、全ての子どもが豊かに育つことができるよう、子どもの貧困対策に取り組み、子ども・子育ての希望がかなう環境づくりを進めます。

結婚・妊娠・出産の支援

① みえの出逢い支援事業【8,492千円】

結婚支援に取り組む市町と連携し、地域における広域的な出会いの機会の創出を図るとともに、結婚や子育てに適した地域の魅力を発信し、これから結婚する方に選ばれる三重県づくりに取り組みます。

② 不妊相談・治療支援事業【495,291千円】

不妊相談や治療に関する情報提供を行うとともに、不妊ピアサポーターを活用して、不妊症や不育症に関する悩み等に対応します。

また、不妊治療や不育症治療に係る経済的支援については、保険適用後もこれまでの水準を維持できるよう、必要な支援を行います。

③ (一部新) 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業【17,454千円 (一部県民提案枠事業)】

切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、支援体制の充実に取り組むとともに、新型コロナなどに不安を抱える妊産婦等が気軽に相談できるよう、電話及びSNSを活用した相談窓口を開設します。

幼児教育・保育の充実

④ (一部新) 保育対策総合支援事業【451,034千円 (2月補正含み)】

保育士の確保に向けて、現場で働きながら資格取得をめざす方を雇い上げる保育所を支援するとともに、業務の負担軽減等による離職防止、潜在保育士の就労支援、保育士をめざす学生への貸付等を行います。

また、保育士をめざす学生や現役保育士を対象に志望理由や職場環境等についての調査を行い、保育の仕事の魅力発信や職場環境の改善等につなげます。

⑤ 次世代育成支援特別保育推進事業費補助金【89,337千円】

待機児童の解消に向けて低年齢児保育を推進するため、低年齢児を受け入れる私立保育所等への支援を充実します。

⑥ 放課後児童対策事業費補助金【1,362,088千円 (2月補正含み)】

放課後児童クラブの安定的な運営や人材の育成、施設整備等に対する支援を行います。

⑦ 地域子ども・子育て支援事業【631,431千円】

多様な保育ニーズに対応するため、市町が行う病児保育やファミリー・サポート・センター事業などを支援します。

子どもの貧困対策

⑧ (一部新) 子どもの貧困対策推進事業【17,110千円】

生まれ育った家庭の経済状況等により、子どもたちが将来の夢を諦めてしまうことがないよう、子ども食堂など子どもの居場所における学習支援や体験機会を充実します。

また、貧困対策の好事例の収集や情報共有を行うことで、市町における取組を促進します。

⑨ (新) ヤングケアラー支援事業【16,813千円】

ヤングケアラーの実態調査を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の構成機関職員等への研修を実施します。また、適切なサービス等につなぐため、関係機関との調整役となるコーディネーターを新たに配置します。



3 子ども・福祉部の所管事項について

項 目	(1) 地域福祉の推進	子ども・福祉総務課 福祉監査課 地域福祉課
<p>1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響や人々の価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。かつては家庭や地域のつながりの中で解決されてきた支え合いの仕組みが機能しにくくなり、誰にも相談できず、困りごとを抱え込んでしまう方がいます。</p> <p>また、単身世帯、複数世帯にかかわらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでの対応が難しく、制度の狭間に陥り、必要な支援が行き届かないケースも発生しています。</p> <p>このような状況において、地域でさまざまな課題を抱える人に質の高い福祉サービスや必要な支援を届けられるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉の担い手となるさまざまな主体と連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超越して、社会全体で支え合う体制づくりをより一層進める必要があります。</p> <p>また、相談者の属性や相談内容等にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関が連携して重層的な支援を行うための体制づくりが、全ての市町で進むよう、必要な情報提供や人材育成に取り組む必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 市町における包括的な支援体制づくりへの支援</p> <p>全ての市町が、重層的支援体制の整備に取り組めるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う市町等における相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。</p> <p>また、取組が進んでいない市町に対しては、圏域別に関係者が集まり、課題検討や先進事例を共有する機会を増やすことで、取組のきっかけや手がかりを見つける後押しをするなど、情報提供のさらなる充実を図ります。</p> <p>② 地域における支援活動の推進</p> <p>令和4年12月に一斉改選が行われる民生委員・児童委員について、改選が円滑に行われ、必要な支援が滞りなく行われるよう、市町に対する必要経費の補助や新任委員を対象にした研修会の開催等に取り組むとともに、活動の効率化を通じた負担軽減に引き続き取り組みます。</p>		

また、ボランティア活動の一層の活性化を図るため、県ボランティアセンターが行うボランティアコーディネーターの養成や広報啓発事業等を支援します。

さらに、災害時における福祉的支援に向けて、DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制の強化に取り組むとともに、社会福祉施設におけるBCP（事業継続計画）の策定を支援します。

③ 福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援します。

また、福祉サービスの第三者評価制度の普及促進を行い、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者が安心して福祉サービスが利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応し、苦情解決体制の充実を図ります。

2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢の変化や人々の価値観の多様化を背景に、地域のつながりが希薄化する中、いわゆる「8050問題」に代表されるように、地域、家庭、個人が抱える課題が複雑化・複合化・深刻化し、ひきこもり当事者やその家族、自殺のリスクを抱える方など、生きづらさを抱える方が増加することが懸念されます。

そうした中、全国初となるひきこもり支援に特化した計画である「三重県ひきこもり支援推進計画」を令和4年3月に策定し、4月から具体的な取組をスタートさせました。

本計画では、基本理念（将来のめざす姿）として、「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」の実現をめざしています。

また、本計画の最終年度（3年後）の目標は、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。」としています。

ひきこもり支援にあたっては、ひきこもり当事者やその家族が制度の狭間で社会から孤立しないよう、第一義的な相談機関となる市町、三重県ひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関、民間支援団体などが有機的に重なり合って連携し、切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

(2) 今後の予定

① 情報発信・普及啓発

ひきこもりに関する正しい理解を深めてもらうためのフォーラムを、三重県議会議員有志の会との共催により開催し、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成を図ります。また、ひきこもり支援に役立つ情報を、SNS等を用いて広く県民全般に向けて情報発信するとともに、当事者やその家族の経験、エピソード等も盛り込んだハンドブックを作成します。

② 対象者の状況把握・早期対応

県と市町の連携体制を強化するため、3つの圏域（北勢・多気度会・東紀州）ごとに、市町担当者や福祉事務所・保健所職員、社会福祉協議会・地域包括支援センター職員、民間支援団体、ひきこもり地域支援センター職員等、地域でさまざまな立場から当事者の支援に携わる人たちが集まり、ひきこもり支援に関するさまざまな取組事例について学び、意見交換や相談等を行うことのできる場を設けます。

③ 社会参加・活躍支援

全ての当事者が社会参加の最初のステップにつながるための「居場所」を利用できるよう、3つの圏域（北勢・多気度会・東紀州）ごとに、市町等と連携して広域的な「居場所」の設置に向けた調査研究、検討を行う場を設けます。

また、当事者が社会につながるきっかけをつくるため、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所の提供を行います。さらに、当事者が自宅にいながら社会とつながる意欲を取り戻し、社会参加できる選択肢を増やしていくことを支援するデジタル技術の活用を検討していきます。

3 生活困窮者の生活保障と自立支援

(1) 現状と課題

生活に困窮する方に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域（多気町を除く14町）を対象に、複合的な課題を抱えた方の相談に幅広く応じ、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業等に伴う減収で暮らしを支えることが困難となる方が急増しており、一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対し、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付（実施主体である三重県社会福祉協議会に対し、特例貸付に必要な原資等を補助）や生活困窮者自立支援金の支給、住居を失う恐れのある方への住居確保給付金の支給などを行っています。

引き続き、生活保護の適正実施をはじめ、生活困窮者の自立支援に向けて適切に取り組むとともに、市町に対しては、先進取組事例等の情報提供や担当職員に対する研修を実施するなど、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 今後の予定

① 生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立、社会的自立に向けた支援に取り組めます。

また、福祉事務所（県4事務所、14市および多気町）における生活保護の適正実施を進めるため、生活保護法施行事務監査を実施するとともに、関係職員の資質向上に向けて、必要な研修を実施します。

② 生活困窮者の自立支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化し、しばらくは雇用情勢の大きな回復が見込めないことから、今後も生活に困窮する方からの相談が多く寄せられるものと考えられます。そのため、「三重県生活相談支援センター」において、引き続き相談者の個々の状況に応じ、関係機関と連携して丁寧な相談支援を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、ひきこもり等の生きづらさを抱えた方がこれまで以上に潜在化する可能性があることから、令和2年度に配置したアウトリーチ支援員を、令和4年度から1名増員（2名配置）し、アウトリーチ手法（訪問型）を用いた相談支援の充実を図ります。

加えて、県内の自立相談支援機関の支援員等の資質向上や生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者や相談員等を対象とした研修会の実施や、優良事例の情報共有等を行います。

③ 生活福祉資金の特例貸付、生活困窮者自立支援金、住居確保給付金

いずれの支援制度についても、申請の受付期限が令和4年8月末まで延長されており、三重県社会福祉協議会等の関係機関と連携し、引き続き適切な支給や受給者の自立に向けた支援に取り組めます。

また、令和4年3月末までに申請が行われた緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付については、償還免除となる住民税非課税世帯を除き、令和5年1月から償還が開始される予定であることから、実施主体である三重県社会福祉協議会に対し、世帯の状況に応じて、償還や自立に向けた相談支援を丁寧に行うよう必要な働きかけを行うとともに、体制確保に向けた支援を行います。

4 ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりの推進

（1）現状と課題

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下「UD条例」という。）および「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019－2022）」に基づき、取組を進めています。

ユニバーサルデザインの意識醸成を図るため、学校出前授業の実施のほか、障がい者、要介護高齢者、妊産婦などで、歩行が困難な方の外出を支援する「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、適正利用の周知や事業者等の「おもいやり駐車場」の設置促進に取り組みました。また、県民の方の「おもいやりのある行動」につながるよう、クラウドファンディングを活用しながら「ヘルプマーク」の普及啓発を行いました。引き続き「おもいやりのある行動」を広げるため、さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図る必要があります。

また、公共的施設や商業施設等がすべての人に使いやすい施設となるよう、UD条例に基づく指導および適合証の交付や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進めました。今後も事業者等の理解・協力を得ながら、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や公共交通機関のバリアフリー化を促進する必要があります。

（2）今後の予定

「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019－2022）」に基づいて、おもいやりの行動でつながる三重づくりを進めます。

また、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組成果を踏まえた次期推進計画（2023－2026）を策定します。

① ユニバーサルデザインの意識づくり

さまざまな主体と連携し、ヘルプマークの普及啓発や学校出前授業などの取組を通じて、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」について普及啓発を行い、「おもいやり駐車場」の設置について事業者等に協力を依頼します。

② ユニバーサルデザインに配慮された施設整備の促進

「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知を図るとともに、UD条例に基づく指導、適合証の交付などを通じて、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進を図ります。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、駅舎のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。また、事業者や関係市町と今後の整備方針等について調整を進めます。

5 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービスの事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人役員および幹部職員研修会等において、監査実施方針や監査結果の概要について情報提供を行っています。

令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地監査が困難な状況となったため、DXの導入等による「新しい福祉監査のカタチ」を検討し、情報発信の促進、選択と集中、効率・効果的な手法の挑戦、市町との協働、人材育成と組織体制の5つを提案書としてまとめ、集団指導の動画配信、Web会議システムを活用したオンライン監査（感染症防止対策型）や県市連絡会議の実施、社会福祉法人等取組事例集の発信等の業務改善に取り組みました。

令和3年度には、上記の取組に加え、一部の施設で現地訪問とオンライン方式を併用した実地指導を導入するなど、監査・指導のバージョンアップを図りました。

今後も、少子高齢化や核家族化の進展により、指導・監査の対象となる法人・施設数の増加が予想される中、業務改善の取組を継続し、効率・効果的な指導監査を実施していく必要があります。

(2) 今後の予定

① 効率・効果的な指導監査の実施

社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービスの事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、利用者への虐待防止や感染症など社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、社会福祉法人の運営状況や課題に応じた監査頻度の設定、集団指導の動画配信など、さらなる業務改善を図り効率的かつ効果的な指導監査を実施していくことで、利用者が安心して利用することができる社会福祉施設・事業所の確保に努めていきます。

項 目	(2) 障がい者福祉の推進	障がい福祉課
<p>1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2021～2023年度)に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。</p> <p>引き続き、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取組を進める必要があります。</p> <p>医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されたネットワークにおける多職種連携や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めるとともに、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児・者相談支援センター」を令和4年4月1日に開設しました。</p> <p>引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備に取り組むとともに、「医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者が居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるよう取り組む必要があります。</p> <p>障がい者の就労を支援するため、福祉事業所に対する経営改善のための専門家派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等に対する支援、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達拡大など、工賃向上に取り組んでいます。また、各障害保健福祉圏域に設置した、障がい者就業・生活支援センターにおいて就職相談・支援を行うなど、個々の障がい者の雇用契約に基づく就労への移行を進めています。</p> <p>引き続き、工賃向上をはじめ就労支援に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実</p> <p>県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。</p> <p>また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。</p>		

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住サービスの提供により、障がい者の地域生活を支援するとともに、その支援を強化するため、各圏域・市町における地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。

② 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、相談支援や地域連携ネットワークにおけるスーパーバイズ（関係機関への助言指導等）、人材育成等に取り組み、地域の受け皿拡充を推進します。

③ 障がい者の就労支援

各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就労および生活の一体的支援をきめ細かく行うとともに、福祉事業所における工賃の向上等に向けて、専門家派遣や研修会を実施します。

また、共同受注窓口に対し運営支援を行うほか、受注を促進する営業活動を担うコーディネーターを引き続き配置するとともに、ECサイトを活用した物販促進を支援します。

さらに、県調達方針に基づき障害者就労施設等からの一層の調達拡大に注力するとともに、市町の障がい者優先調達の取組を促進します。

2 相談支援体制の強化

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、市町による身近な相談支援とともに、県による自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援および障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援を実施し、障がい者の地域での生活を支援しています。

引き続き、専門的・広域的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談体制となるよう、市町による基幹相談センターの整備を促進し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修を実施し、人材育成を図っています。研修の実施結果をふまえ、より効果的な研修となるよう内容の充実や受講しやすい環境づくり等の改善を図る必要があります。

(2) 今後の予定

専門的・広域的な相談支援を引き続き実施するとともに、市町が実施する相談支援の体制強化を支援し、計画相談、市町委託相談および基幹相談の役割の明確化と連携を進め、相談支援の質の向上に取り組めます。

また、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修については、より専門性を生かした研修を実施するとともに、オンラインを活用し、新型コロナウイルス感染症対策と参加しやすい環境づくりを行います。

3 差別解消および虐待防止と社会参加の推進

(1) 現状と課題

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者に対して、普及啓発を行うとともに、専門相談員の配置や三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。

また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、市町における障がい者差別解消支援協議会の設置を推進しています。

引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、より幅広い層への普及啓発や障がいを理由とする差別の解消に取り組む必要があります。

障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。

引き続き、障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待の未然防止および虐待事案への適切な対応を行う必要があります。

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者スポーツ大会等を開催しています。また、選手の発掘や障がい者スポーツを支える指導員の養成等に取り組んでいます。

引き続き、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における活躍の場を広げることを目的に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者芸術文化祭や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターによる相談支援を行いました。

引き続き、障がい者の芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練等を行っています。

引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた各種支援に取り組むとともに、手話を使用しやすい環境の整備を進める必要があります。

(2) 今後の予定

① 障がい者差別の解消

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、オンライン等を活用して普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応します。

また、相談での解決が困難な差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら、適切に対応します。

さらに、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談事例等の情報共有や検証の取組を進めるとともに、障がい者差別解消支援協議会が未設置の市町に対し設置を働きかけていきます。

② 障がい者の虐待防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善報告を求め、改善状況を確認し、必要に応じて是正勧告を行うなどの指導を行います。

③ 障がい者スポーツ

選手の育成や競技団体の支援に取り組むとともに、「三重県障がい者スポーツ支援センター（仮称）」を開設し、障がい者をはじめとする県民や企業からの相談にワンストップで対応する体制を整備し、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めます。

④ 芸術文化活動

三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、障がい者芸術文化祭等を開催し、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組めます。

⑤ 視覚障がい者および聴覚障がい者支援

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組めます。また、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、遠隔手話通訳サービスや遠隔手話相談等のICTを活用した意思疎通手段の利用促進に努めるとともに、県民、事業者および学生向け手話講座や県・市町職員等手話研修による学習機会の確保、手話通訳を行う人材の育成等に取り組む、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

項 目	(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	少子化対策課 子育て支援課
<p>1 子どもの育ちを支える地域社会づくり</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県では、平成23年4月に施行した「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めています。</p> <p>県の取組に関して、子どもの意見を聞き、施策の参考とするため、インターネットを利用した「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えるため、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。令和3年度は、子ども条例が施行から10周年を迎えるのを機に、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供する取組として、「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」を作成し、小学校等に配布しました。引き続き、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるよう取り組む必要があります。</p> <p>また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」※と連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」などの子どもの育ちを応援する取組を実施しています。今後は、さらに県民（住民、企業・団体）が主体となって子育て支援活動に関わる機会を創出していく必要があります。</p> <p>加えて、青少年を児童ポルノ等の自画撮り被害から守るため、「三重県青少年健全育成条例」の内容を記載したチラシを配布するなどして県内中学生・高校生に周知するとともに、依頼があった学校等に出向いて出前講座を実施し、インターネット・スマートフォンの適正利用の促進に取り組みました。引き続き、青少年がインターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりしないよう啓発を図る必要があります。</p> <p>※みえ次世代育成応援ネットワーク</p> <p>地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体に構成するネットワーク（令和4年3月末現在：1,592会員（企業926、団体666））。</p>		

(2) 今後の予定

① 子ども条例にかかる取組

令和3年度に作成した「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」の活用などにより、子ども自身が子どもの権利について学ぶ取組を進めるとともに、出前講座などあらゆる機会を捉えて県民が子どもの権利について学ぶ機会を提供します。また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。

さらに、子どもの意見を県の施策等へ反映させることを目的とした「キッズ・モニター」を実施するとともに、子どもからの相談に対応する「こどもほっとダイヤル」を運営します。

② インターネットの適正利用にかかる取組

インターネットやスマートフォンの適正利用に関して、学校等に出向いて出前講座を実施するほか、保護者等に対して、ネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて周知を図ります。

2 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

家庭の小規模化や地域のつながりが希薄化する中、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加していることをふまえ、平成29年3月に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づいて取組を進めています。令和2年度に開設し、Web上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」では、コロナ禍で保護者同士が交流する機会が少ない中、令和3年度も子どもの年齢に応じた内容を追加掲載しました。また、市町、県PTA安全互助会、県教育委員会と連携して、保護者のつながりを築き孤立を防ぐことを目的とする「みえの親スマイルワーク」の普及に取り組み、子育てに関する不安の解消等に努めました。今後も、いつでも学ぶことができるWeb講座の充実や、子育て中の保護者の交流を図る取組により、保護者の負担感や不安感を軽減していくことが求められます。

男性の育児参画については、「結婚や子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、職場や地域社会において男性の育児参画が大切であるという考え方を普及する取組を進めてきました。

男性の育児休業取得率は上昇傾向となっていますが、依然として育児の負担が偏る「ワンオペ育児」や、育児休業を取得しても積極的に育児を行わない「とるだけ育休」などが課題となっています。

このため、「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児・家事参画の事例を募集・表彰し、周知することを通じて、男性の育児参画への関心や理解を高めることを目的とした「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」の実施や、企業や団体等による「みえのイクボス同盟*」参画の促進、民間事業者等との協創によるイベント等の開催に取り組んできました。

また、令和3年度には、父親と母親がともに協力して育児を行うことの重要性やノウハウ等を学んでいただく機会として、市町や企業等との連携により主に子育て中の男性を対象としたワークショップを3回開催しました。

加えて、これから親になる若い世代への啓発として、中学校2校において、「SDGsを通して男性の育児参画を考える」をテーマにオンラインワークショップを開催しました。

これらの取組等の結果、三重県における男性の育児休業取得率については12.9%（令和3年度三重県内事業所労働条件等実態調査）となり、前年度同調査の9.4%から3.5ポイント増加するなど、一定の成果を上げています。

令和4年4月から順次施行される改正育児・介護休業法をふまえ、引き続き、男性の育児参画にかかる個人への啓発や、企業での仕事と子育て等との両立に向けた取組を促進していく必要があります。

（*）みえのイクボス同盟 加盟数：770企業・団体（令和4年3月末時点）

（2）今後の予定

① 家庭教育応援の取組

市町やPTA安全互助会、教育委員会と連携して、保護者同士のつながりをつくるために「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、「家庭教育応援Web講座」の充実を図ります。

② 男性の育児参画の推進

「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」をはじめとした男性の育児参画への関心を高める取組や、「みえのイクボス同盟」加盟事業者等に対する情報発信を行います。

また、職場において、育児・介護休業法の改正内容や男性の育児参画への理解がより深まり、仕事と子育て等との両立を図ることができる職場環境となるよう支援するとともに、これから親になるNEXT親世代を対象として、男性の育児参画についての普及啓発に取り組めます。

3 子どもの貧困対策の推進

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、経済的に困窮する子育て家庭は、雇用情勢の悪化、生活用品や食料品などの物価高騰などの影響を大きく受けて、より厳しい状況に置かれています。このような子育て家庭にとって、子ども食堂等の子どもの居場所は、誰もが安心して気軽に利用できる場所として、食の支援だけでなく、学習支援、悩み事の相談場所などのさまざまな機能をもつ存在となっており、その役割は一層重要となっています。

子ども食堂を含めた県内の子どもの居場所に関して「子どもの居場所現況・実態把握調査」（令和3年12月～令和4年1月実施）を行ったところ、後継者・新たなスタッフの募集、活動資金の調達、スタッフの人材育成、設備・場所、広報などに課題を抱えており、約半数の活動歴が3年未満で、活動スタッフの人数は5人以下というせい弱な実態が明らかとなりました。

また、令和3年度は、「地域における支え愛推進・継続事業補助金」を創設し、子どもの居場所運営者を対象に感染症対策用品やテイクアウト弁当用容器、フードパントリー用レトルト食品などの購入経費を補助しました（25団体）。引き続き、子どもの居場所運営者の運営力強化や活動拡大等を支援していく必要があります。

ひとり親家庭の親への支援については、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に就業支援を行うとともに、一時的に生活援助や保育等が必要な場合に家庭生活支援員を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を行う市町への補助（9市町）を行いました。また、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援（8市町）や、生活困窮家庭の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。今後も、さまざまな支援制度について、より多くの方に知っていただけるよう情報発信の強化を行う必要があります。

国が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」から、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生で6.5%、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生で4.1%であるとの実態が明らかになりました。国では令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としており、県においても新たな課題としてヤングケアラーへの支援に向けて取り組んでいく必要があります。

(2) 今後の予定

① 子どもの居場所づくり

新たな子どもの居場所の立ち上げや学習支援・体験機会の充実などに取り組む子どもの居場所運営者を対象に、補助金を創設・支援するとともに、子どもの居場所のスタッフの人材育成や広報、運営方法の改善等に関するアドバイザーを派遣するなど、運営力強化を支援します。

また、身近な地域での支援体制の充実に向け、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援するとともに、県内で子どもの居場所を運営する民間団体等の中からモデル地域を選定し、新たな取組や運営方法、課題解決のプロセスなどを情報共有することで、子どもの居場所づくりなどに総合的に取り組みます。

② ひとり親家庭への支援

三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。

また、AIチャットボットの仕組みを活用して、支援を必要とする人が必要な情報を迅速かつ手軽に入手できる情報発信ツールを構築し、情報発信の強化に取り組めます。

③ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっています。そのため、県内における実態を調査し把握します。

また、福祉職員等に対する研修を実施するとともに、関係機関と支援団体等とのパイプ役となるヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービス等につなぐ機能を強化します。

4 発達支援が必要な子どもへの支援

(1) 現状と課題

発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まっており、今後も発達支援へのニーズが増加すると予想される中、子ども心身発達医療センターを拠点として、子どもの発達支援の充実に向けて取り組んでいます。

発達障がいにかかる診療ニーズの高まりを受け、子ども心身発達医療センターでは、初診の申込から受診までに期間を要することから、令和2年度には常勤医師を増員して初診対応を強化するとともに、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、地域の小児科医等を対象とした発達障がいに関する連続講座を令和3年度は3回開催しました（延べ127名参加）。講座を受講後、4医療機関において新たに発達障がいの診療に協力いただくなど、地域との連携による支援体制の構築に向けて取り組みました。

また、継続した取組として、保健・福祉・教育の機能を一元化した総合窓口の整備や、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM^{*}と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、令和3年度は8名のアドバイザーを受け入れるなど、発達に課題のある子どもたちへの早期支援体制の整備を図ってきました。

今後も、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校でのさらなる導入を促進するとともに、指導方法の改善などに取り組み、市町との連携を強化する必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなる学園が開発したアセスメントツール。

(2) 今後の予定

① 医療体制の向上

子ども心身発達医療センターにおいては、初診までの待機期間長期化の改善のため、医師の確保や人材育成に取り組むとともに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぐ取組を実施するなど、専門性の高い医療、福祉サービスの提供を維持していきます。

また、引き続き地域の小児科医等を対象とした連続講座を行うなど、地域における支援体制を確保・充実していきます。

② 地域での支援体制の強化

みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成強化のため、新たにNPO法人に業務委託を行い、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図るとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等をさらに進め、途切れのない発達支援体制を構築します。

5 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

三重県内の女性相談窓口の相談件数は、ここ10年間で約3,300件から4,400件の間で推移しており、夫等からのDVに関する相談が約4分の1を占めています。新型コロナウイルス感染症の拡大が顕著であった令和2年度は、相談件数が4,350件(令和元年度の1.2倍)、DVに関する相談が全体に占める割合も約3割となったものの、令和3年度は3,592件(令和元年度並み)となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響によるDV相談内容の複雑化に対応するため、電話相談や対面による相談に加えて、24時間相談を受け付けるSNS相談など、社会情勢の変化に応じた相談環境の整備に努めています。

令和3年度は、相談員の相談対応スキルの向上のため、不安やストレスの解消法、外国人相談者への対応等に関する実践的な研修を行いました。今後も相談対応の充実を図るとともに、相談窓口の啓発に一層取り組む必要があります。

また、女性相談所において一時保護する女性が児童を同伴している割合は、令和元年度以降、約4割から5割と高くなっており、面前DVにより児童が心理的虐待や身体的虐待を受けている事例があることから、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関と一層連携して対応していくことが必要です。

(2) 今後の予定

① 相談窓口の周知

相談を必要とする方に、相談窓口の情報がより届きやすくなるよう、ミニカードやポケットティッシュなどを市町の窓口をはじめハローワークやフレンテみえなどに配架し、啓発機会の拡大に努めます。

② 児童虐待対応との連携強化

令和2年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関との連携・調整を強化するため、「児童虐待防止コーディネーター」を配置し、DV対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。

項 目	(4) 幼児教育・保育の充実	少子化対策課
<p>1 幼児教育・保育サービスの充実と放課後児童対策等の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>地域で安心して子育てができるよう、保育所等の待機児童解消や保育士の確保・離職防止のため、施設整備や職場環境を改善する市町等の取組を支援しています。あわせて、幼児教育・保育の質の確保と向上に向けて、保育士等の専門性を高めるための研修等を実施しています。</p> <p>令和3年4月1日現在、県内で50人の待機児童が発生し、その全てが多くの保育士を配置する必要がある0～2歳の低年齢児であることから、保育士の確保が課題となっています。また、医療的ケア児への支援、外国につながる子どもの増加や多国籍化、文化の違い等の課題へも適切に対応していくことが必要です。</p> <p>このほか、放課後の子どもの居場所としての放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に取り組む市町の支援や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができる病児保育等の取組を支援しています。</p> <p>地域の子育て支援の実施主体である市町の「子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進するため、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、必要とされる保育の「量」の拡充、幼児期の学校教育・保育の「質」の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を図っていく必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 保育の量的拡大及び確保</p> <p>保育所等の待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育を充実するための保育士加配に取り組む市町を支援します。</p> <p>また、保育士をめざす学生に対する保育士修学資金貸付や新任保育士が就業継続するための研修、潜在保育士等の就労促進を行うとともに、保育所における労働環境の改善を支援します。</p> <p>あわせて、保育士・保育所支援センターのウェブサイト「みえのほいく」を活用して、就労を希望する保育士への求人情報や研修事業、保育所等の情報をきめ細かく発信します。</p> <p>さらに、保育士養成施設の学生や保育所等の保育士を対象に調査を行い、保育職場の魅力を効果的に発信するとともに、保育士を確保するため保育所等で保育補助者から保育士を養成する取組を支援します。</p>		

② 幼児教育・保育の質の確保と向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高め、処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。

また、外国につながる子どもを含め、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士を加配する取組を支援します。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備への支援を行うとともに、放課後児童支援員等への研修を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、低年齢児の保育を行う地域型保育の家庭的保育者や放課後指導クラブの補助員となる子育て支援員の研修を実施します。

あわせて、病児保育の運営、施設整備への支援を行い、地域の保育環境の整備を推進します。

項 目	(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子育て支援課
<p>1 児童虐待防止の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成24年度以降1,000件を超える高い水準で推移し、平成30年度は2,000件を超え、増加傾向は鈍化してきているものの、令和2年度は2,315件となっています。</p> <p>国においては、増加する虐待相談に対応するため、平成30年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定し、これを受けて県でも児童福祉司等の専門職を増員してきましたが、今後も専門職の確保を着実に進める必要があります。</p> <p>令和2年7月から県内全ての児童相談所で運用を開始しているAIを活用した児童虐待対応支援システムのより一層の精度向上を図るとともに、外国につながる子どもを含め、子どもの安全を最優先に考えて的確な児童虐待対応に取り組む必要があります。</p> <p>また、県内市町の児童相談体制を強化する取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となった見守り体制の強化に取り組みました。</p> <p>さらに、子どもの権利擁護のため、専任のコーディネーターを配置し、一時保護所や児童養護施設入所児童、里親等委託児童に対しては、権利についてまとめた冊子「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を作成・配付等していますが、子どもの本心を見極め、的確に判断するには、豊富な経験や高いスキルを持った職員の育成が必要です。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 児童相談所における人材確保</p> <p>国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保を進め、児童相談所の体制強化に努めます。</p> <p>② 児童相談所における体制強化</p> <p>児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により子どもの安全を確保します。</p> <p>また、児童相談所においてSNSを活用した全国一元的な相談支援を開始するための体制を整備し、児童虐待通告、子育て相談等に対応することにより、虐待の予防、早期発見および早期対応を強化します。</p>		

さらに、外国につながる子どもへの支援について、児童相談所への外国人支援員の配置を拡充し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

③ 市町における相談体制強化

県内市町の児童相談体制の強化に向け、各市町の規模、実情に応じた相談体制、取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町の取組を支援します。

④ 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護のため、児童養護施設入所児童や里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施するほか、一時保護児童の心理的負担の軽減のためのアドボケイト(子どもの意見表明支援員)の訪問面接を行うなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を令和2年度に2か所、令和3年度にさらに1か所設置しました。今後も、里親委託の推進に向けフォスタリング機関の整備を進め、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもたちは、社会経験の乏しさや虐待を受けた影響による自己肯定感の低さなどさまざまな困難を抱えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用環境の悪化等により、社会的養護からの自立を控える子どもが不安を抱え、生活基盤がぜい弱なケアリーバー(社会的養護経験者)はさらに厳しい生活環境に追い込まれることが懸念されています。こうしたケアリーバーの孤立を防ぎ、自立できる環境を整備する必要があります。

県内唯一の児童自立支援施設である県立国児学園については、令和2年度から男子寮1寮、女子寮1寮での運営となっていましたが、職員確保により、令和3年6月から男子寮2寮、女子寮1寮の3寮体制で運営しています。一方で、施設の老朽化対策や適切な施設処遇のための環境整備に取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策として、児童養護施設等における個室化や感染防止対策にかかる経費を補助するとともに、感染防止対策に関する相談窓口の設置や専門家等の派遣などの支援を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症に保護者が感染するなど、監護者不在となった児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げて緊急の場合にも対応するとともに、一時保護所における健康観察等の個別的な対応の充実や関係機関との連携により一時保護の体制を整備しました。

(2) 今後の予定

① 三重県社会的養育推進計画

三重県社会的養育推進計画の前期計画期間（令和2年度～令和6年度）の中間年となることから、計画の進捗状況を検証し、必要な見直しを行います。

② 里親委託の推進および施設の多機能化

三重県社会的養育推進計画に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング機関の整備を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化・地域分散化等の推進や、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。

③ 施設入所児童等の自立支援

里親委託や児童養護施設等から退所を控えた子どもやケアリーバー（社会的養護経験者）に対し、施設入所中から退所後における自立に向けた切れ目のない支援体制を整備し、児童養護施設等施設職員の人材育成にも取り組めます。

④ 県立国児学園

引き続き、人員体制の充実や老朽化した寮舎等の施設環境の整備など県立国児学園のあり方について検討を進めます。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策

児童養護施設等における感染防止対策にかかる経費の補助等により、施設等の事業が継続できるよう支援を行います。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症に保護者が感染するなど、監護者不在となった児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。

項 目	(6) 結婚・妊娠・出産の支援	少子化対策課 子育て支援課
<p>1 出会いの支援</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する方に対して、さまざまな出会いの機会に関する情報の提供が必要です。また、市町や企業、団体などが行う結婚支援の取組が活性化し、社会全体で結婚を希望する方を応援できるような気運の醸成が必要です。</p> <p>そのため、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する方への相談対応や情報提供、社会全体で結婚を支援する気運醸成等に取り組んできました。</p> <p>令和3年度は、センターにおいて、相談対応や市町・団体等が実施する出会いイベントの情報提供など開催支援を実施するとともに、新たに国の地域少子化対策重点推進交付金の重点課題事業「複数の自治体による広域的な結婚支援」を活用し、センターが中心となり、県内3地域において、20市町と連携し、相談会や交流会など地域の実情に応じた広域的な事業に取り組みました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により出会いの機会が減少する中、結婚を希望する方のニーズに応じ、丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 地域における出会い支援の推進</p> <p>結婚を希望する方のニーズに対応し、センターを中心として、丁寧な相談対応と出会いの場の情報提供を行うとともに、市町や出会い応援団体等との連携を強化し、地域における出会いの機会の創出や、結婚を応援する気運醸成に引き続き取り組めます。</p> <p>また、「複数の自治体による広域的な結婚支援」として、市町等との連携を一層深め、広域的な出会いの機会の創出に取り組めます。</p>		

2 ライフデザインの促進

(1) 現状と課題

核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。医学的に正しい知識を身につけていないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。

こうしたことから、医療機関等と連携して大学や企業へアドバイザーを派遣するなど、家族の大切さや妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けています。

令和3年度においては、教育現場での性教育を充実するために、養護教諭等を対象にした将来のライフデザインを含めた性教育についての地区別講座を開催するとともに、講座内容を編集した支援者の研修用DVDを作成しました。

引き続き、子どもたちを含めた若い世代に自らのライフプランを考えたため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会を提供することが必要です。

また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦検診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制を強化する必要があります。

(2) 今後の予定

① 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができていく状況をめざして、教育委員会と連携した思春期保健指導セミナーを開催するなど啓発に取り組みます。

また、大学生や企業の若手従業員に対し、結婚、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけづくりとなるよう、アドバイザーを派遣し、関係機関・団体と連携して研修会を開催します。

さらに、令和3年度に作成した研修用DVDの活用について、県立学校等に対して積極的に周知を行い、性教育に携わる養護教諭等の支援スキル向上につなげます。

② 若年層が相談しやすい体制の整備

計画していない妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」およびSNSによる相談を実施し、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制を強化します。

3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

国は出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用までの間、所得制限の撤廃や助成額の大幅な拡充を行うこととなり、県としても拡充される国の助成制度を活用しつつ、県の助成制度における所得制限の撤廃などを行いました。これにより、令和3年度の助成件数は過去最高となり、対前年度比1.8倍の4,048件となりました。

不妊や不育症に悩む方への精神的支援について、不妊専門相談センターで電話相談などの相談対応を行うとともに、より当事者目線で寄り添った支援を行うため、9名の不妊ピアサポーターを養成しました。今後は不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での寄り添った相談支援が可能となる体制づくりが必要です。

さらに、仕事をしながら不妊治療を受ける人が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩む方がいることから、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、講演会およびセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、37名を養成しました。

また、両立支援に向けた柔軟な勤務体制の導入等について検討する企業に対して、専門的な知識を持つアドバイザーを派遣し、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境整備の推進を図りました。引き続き不妊治療と仕事の両立に向けた支援が必要です。

加えて、小児、思春期、若年がん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療費に対して、国が令和3年から新たに創設した助成制度を活用しながら、県独自の上乘せ助成を実施しました。引き続き、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるための支援が必要です。

(2) 今後の予定

① 経済的支援

令和4年4月から不妊治療は保険適用となり、国の特定不妊治療費助成制度は終了しましたが、これまで県が実施してきた支援水準を維持できるよう、県独自の特定不妊治療費助成事業を市町と連携のうえ実施します。

② 精神的支援

不妊や不育症に悩む方の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて専門相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。

③ 仕事との両立支援

不妊治療と仕事の両立に向けて、企業向けセミナーを開催するとともに、企業に専門的なアドバイザーを派遣し、職場環境の体制整備を支援することにより、不妊治療と仕事の両立の機運の醸成が進むよう取り組みます。

④ 妊孕性温存治療への支援

小児、思春期、若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対し、引き続き国が創設した助成制度を活用しながら県単助成を行います。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親の孤立が問題となっています。これらのことから、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児に必要なケアが継続的に提供されワンストップで利用できる体制づくりに取り組み、令和2年度末時点で、全ての市町に「子育て世代包括支援センター」※が設置されました。また、平成27年度から母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、母子保健事業の現状把握、課題整理や地域の実情に応じた体制整備等について支援を行うとともに、母子保健コーディネーターの育成などの人材育成を行いました。

今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに、体制の充実、事業推進への支援が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は自身のみならず胎児や新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にあるとともに、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤立することが少なくありません。そのため、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対して、医療専門職が訪問等により、専門的なケアや助言を行うなどの寄り添った支援を実施しました。

今後も、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦等に寄り添った支援が必要です。

さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡にかかる情報等を収集し、多機関が連携して死因を究明し、その予防策や今後の予防可能な子どもの死亡検証（CDR）※のあり方を検討し提言が行われました。

(2) 今後の予定

① 出産・育児まるっとサポートみえの推進

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざし、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」※の取組により各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。

また、令和4年度から全ての市町において実施される産婦健康診査事業の結果を活用し、妊娠届出時から産後の継続した視点での評価検討を行うとともに、関係機関と連携して産前産後の支援体制の強化につなげます。

あわせて、母子保健コーディネーターの養成、母子保健担当者の研修を実施し、母子保健事業の核となる人材育成に取り組むとともに、「子育て世代包括支援センター」での支援内容の充実を図ります。

② コロナ禍における妊産婦等への支援

新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を引き続き実施するとともに、新型コロナウイルス感染症等に対して不安を抱える妊産婦の方々等が、精神的な負担を軽減し健やかな出産・育児につなげられるよう、専門職に気軽に相談できる体制を整備します。

③ 予防可能な子どもの死亡検証

予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防対策を検討します。

※子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦・乳幼児・保護者を対象とし、①実情把握、②相談・助言・保健指導、③支援プラン策定、④保健医療等関係機関との連絡調整を行う。母子保健法の改正により市町に設置が努力義務とされた。

※CDR (Child Death Review)

子どもの死亡検証 (CDR) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関するさまざまな情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている。

※出産・育児まるっとサポートみえ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる三重県の出産・育児支援体制。